



マイナンバーカードを 被保険者証として 利用しましょう



令和6年12月2日以降は現行の紙の被保険者証が発行されなくなります

ただし、当組合の発行済みの被保険者証は**令和7年3月31日まで**使えます

昨年6月の国会で「マイナンバー法等の一部改正案」が可決成立し、現行の紙の被保険者証が令和6年12月2日に廃止されることが決定され、マイナンバーカードでの被保険者証を基本とする仕組み（※）に移行することになりました。なお、廃止後も発行済みの被保険者証については最長1年間の猶予期間が設けられ、**当組合の場合は、昨年4月に2年間有効の被保険者証を交付したため、原則として、従来の被保険者証を令和7年3月31日まで使うことができます。**

（なお、令和7年3月30日までに75歳になられる方など、従来の被保険者証に記載の「有効期限」が令和7年3月30日以前の方は、その「有効期限」の日まで使うことができます）

（※）**令和6年12月2日以降**、新規加入された方、住所変更や従来の被保険者証を紛失された場合は、「マイナ保険証」をお使いいただくことになります。その際に

① 「マイナ保険証」の利用登録をされている方

『資格情報のお知らせ』を当組合で発行いたします。

国が示した様式に基づいたものとなります。

医療機関等でカードリーダーが使えない場合に備えて、「マイナ保険証」とともに持つておくものです。

② 「マイナ保険証」の利用登録をされていない方や 「マイナンバーカード」をお持ちでない方

国の示した様式に基づく『資格確認書』を当組合で発行いたします。

それをもって、これまでどおりの保険診療を受けることができます。

参考 マイナ保険証・資格確認書・資格情報のお知らせの比較

	形状	取得方法	使用目的	使用方法
マイナ保険証	マイナンバーカード	マイナンバーカード取得後、利用登録を行う（次頁参照）	カードリーダーが設置された医療機関を受診するとき	医療機関に設置されているカードリーダーで読み取り
資格確認書	従来の被保険者証と同じカード型	マイナ保険証未取得者に職権で発行	マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関を受診するとき	医療機関に提示
資格情報のお知らせ	A4縦の紙（予定）	資格取得時に発行（申請不要）	カードリーダーが使えない医療機関を受診するとき	マイナ保険証とともに医療機関に提示（資格情報のお知らせのみでは受診不可）

従来の被保険者証（有効期限が令和7年3月31日まで）をお持ちの方について

令和7年4月1日以降は従来の被保険者証が使えなくなるため、**令和7年3月中旬頃に「マイナ保険証」の利用登録をされている方には上記の「資格情報のお知らせ」を、「マイナ保険証」の利用登録をされていない方や「マイナンバーカード」をお持ちでない方には「資格確認書」をお送りする予定です。**詳細は、後日ご案内させていただきます。

マイナンバーカードを 被保険者証として利用するためには

① マイナンバーカードの取得

マイナンバーカードをお持ちでない方は、速やかに取得してください。

（スマートフォンやパソコンによる申請・郵送による申請・お住まいの市区町村の窓口で申請できます）

② マイナンバーカードを健康保険証として利用するための登録

マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、

ご自身で利用登録を行う必要があります。

マイナンバーカードの健康保険証利用登録には3つの方法があります。



医療機関・薬局の窓口
に設置されている

「顔認証付きカードリーダー」
による登録



「マイナポータル」
からの申請

（スマートフォン等を利用）



「セブン銀行ATM」
からの申請

（スマートフォンをお持ちでない方にも対応）

もっと詳しく知りたい方は、

厚生労働省マイナンバーフリーダイヤル にお問い合わせください

TEL 0120-95-0178（受付時間 平日 9:30~20:00 土日祝 9:30~17:30）



お知らせ

国の方針に基づき、当組合に「マイナンバー」が既に登録されている方々に対して、10月下旬（予定）に『医療機関のデータベースに登録されている**個人番号（マイナンバー）のお知らせ**』を組合員宛てに郵送いたします。当組合に加入されている被保険者の方々の**個人番号下4桁**を表示したものを世帯ごとに記載しますので、ご自身のマイナンバーと一致しているかをご確認いただき、一致していない場合のみ当組合までご連絡をお願いすることになっております。お手数ですが、ご了承ください。

お問い合わせは当組合事務局（資格徴収係）まで

TEL 06-6941-3243